

第 5680 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月29日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

海外慰安旅行

Q：当社は、今年、海外慰安旅行を企画しています。全額損金となる要件は、どのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

会社が、その従業員のレクリエーションのために、社会通念上一般に行われていると認められる慰安旅行の費用を負担した場合、その旅行に参加したこれら従業員が受ける経済的利益については、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員の参加割合、会社及び参加従業員の負担額や負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととなっていて、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として、福利厚生費として取り扱うことが認められています。

- ①その旅行に要する期間が4泊5日（目的地が海外ならそこにおける滞在日数によります）以内のものであること
- ②その旅行に参加する従業員の数が全従業員（工場、支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員）の50%以上であること
- ③その旅行により受ける従業員の経済的利益があまりに多額でないこと

ところで、慰安旅行に参加しなかった従業員に対して、旅行費用相当額を支給する場合は、その費用相当額の経済的利益を会社が与えたものとして給与課税が行われますので、十分注意してください。

